

○職員採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）

改正後

○職員採用試験に関する規則

昭和五十年四月四日人事委員会規則第五号

（採用試験の取りやめ）

第七条 人事委員会は、試験対象職に欠員の生じないことが予想される等の事情が認められるときは、当該職にかかる試験職種について試験を行わないことができる。この場合において、人事委員会は、速やかにその旨をインターネットを利用して閲覧に供する方法により公告するものとする。

（採用試験の公告）

第八条 人事委員会は、採用試験を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公告するものとする。

- 一 十 略
- 二 略

別表第一（第二条）

試験の区分	試験職種	試験対象職	職務の内容
資格免許 職員採用 試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち薬剤師、保健師及び管理栄養士をもって充てる職 二 研究職給料表の職務の級二級の職のうち 	<ul style="list-style-type: none"> 主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。

に関する資料

改正前

○職員採用試験に関する規則

昭和五十年四月四日人事委員会規則第五号

（採用試験の取りやめ）

第七条 人事委員会は、試験対象職に欠員の生じないことが予想される等の事情が認められるときは、当該職にかかる試験職種について試験を行わないことができる。この場合において、人事委員会は、速やかにその旨を千葉県報に登載して公告するものとする。

（採用試験の公告）

第八条 人事委員会は、採用試験を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、千葉県報に登載して公告するものとする。

- 一 十 略
- 二 略

別表第一（第二条）

試験の区分	試験職種	試験対象職	職務の内容
資格免許 職員採用 試験	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち獣医師、薬剤師、保健師及び管理栄養士をもって充てる職 二 研究職給料表の職務の級二級の職のうち 	<ul style="list-style-type: none"> 主として獣医学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。

